

28林国業第149号
平成29年3月30日

北海道森林管理局長 殿

林野庁長官

「国有林野の管理処分の事務運営について」の一部改正について

国有林野の管理処分の事務運営について（昭和42年4月18日付け42林野政第738号林野庁長官通達）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、本通達は平成29年4月1日から施行する。

28 林国業第149号
平成29年3月30日

東北森林管理局長 殿

林野庁長官

「国有林野の管理処分の事務運営について」の一部改正について

国有林野の管理処分の事務運営について（昭和42年4月18日付け42林野政第738号林野庁長官通達）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、本通達は平成29年4月1日から施行する。

28林国業第149号
平成29年3月30日

関東森林管理局長 殿

林野庁長官

「国有林野の管理処分の事務運営について」の一部改正について

国有林野の管理処分の事務運営について（昭和42年4月18日付け42林野政第738号林野庁長官通達）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、本通達は平成29年4月1日から施行する。

28林国業第149号
平成29年3月30日

中部森林管理局長 殿

林野庁長官

「国有林野の管理処分の事務運営について」の一部改正について

国有林野の管理処分の事務運営について（昭和42年4月18日付け42林野政第738号林野庁長官通達）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、本通達は平成29年4月1日から施行する。

28 林国業第149号
平成29年3月30日

近畿中国森林管理局長 殿

林野庁長官

「国有林野の管理処分の事務運営について」の一部改正について

国有林野の管理処分の事務運営について（昭和42年4月18日付け42林野政第738号林野庁長官通達）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、本通達は平成29年4月1日から施行する。

28林国業第149号
平成29年3月30日

四国森林管理局長 殿

林野庁長官

「国有林野の管理処分の事務運営について」の一部改正について

国有林野の管理処分の事務運営について（昭和42年4月18日付け42林野政第738号林野庁長官通達）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、本通達は平成29年4月1日から施行する。

28林国業第149号
平成29年3月30日

九州森林管理局長 殿

林野庁長官

「国有林野の管理処分の事務運営について」の一部改正について

国有林野の管理処分の事務運営について（昭和42年4月18日付け42林野政第738号林野庁長官通達）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、本通達は平成29年4月1日から施行する。

	現 行
<p>第7 事務手続</p> <p>1 申請書添付書類</p> <p>(1) 国有林野の貸付け、使用、交換又は譲与の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類のうち、それぞれ必要なものを添付して提出させなければならないものとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 申請人が法人（公法人を除く。）である場合は、当該法人の名称、住所及び代表者の氏名等を記載した登記事項証明書、資格証明書、定款又は寄附行為（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条に定める宗教法人にあっては、当該法人の規則とする。）、会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項に定める直近の計算書類、事業報告書及び附属明細書（持分会社にあっては同法第617条第2項に定める直近の計算書類及び附属明細書、会社法に規定する会社以外の法人にあっては財産目録その他の有する財産の状況が分かる資料とする。）並びに当該申請が当該法人の議決機関の議決を要するものである場合は、その議決書の謄本</p> <p>カ～ス (略)</p> <p>セ 位置図、実測図、区域図（開発行為を含む事業の対象としようとする森林の区域（開発行為の対象とならない森林の区域を含む。）及び開発行為の対象となる森林の土地の区域それらの区域を明示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びにそれらの区域に係る土地の地番及び形状を明示した縮尺5千分の1以上の図面）、公図、測量野帳、面積計算簿及び写真</p> <p>ただし、次に掲げる条件を全て満たした見取図については、<u>国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号）第14条第1項ただし書の見取図</u>として森林管理署長の承認を受けることができるものとする。</p> <p><u>(ア) 国有林野を登山道又は歩道として無償で地方公共団体が借り受け、又は使用しようとする申請に係るものであること。</u></p> <p><u>(イ) 米国のGPS、ロシアのGLONASS、日本のQZSS（みちびき）、欧州のGalileo等の異なるシステムでのGNSS信号を一度に複数受信できるGNSS受信機を用いた現地計測であること。</u></p> <p><u>(ウ) 境界点又は構造物を基準とした既知点等が（イ）の現地計測で得られた計測点に含まれることにより、貸付け又は使用に係る区域及び境界が明確に特</u></p>	<p>第7 事務手続</p> <p>1 申請書添付書類</p> <p>(1) 国有林野の貸付け、使用、交換又は譲与の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類のうち、それぞれ必要なものを添付して提出させなければならないものとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 申請人が法人（公法人を除く。）である場合は、当該法人の名称、住所及び代表者の氏名等を記載した登記事項証明書、資格証明書、定款又は寄附行為（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条に定める宗教法人にあっては、当該法人の規則とする。）、<u>最近の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び営業報告書（会社以外の法人にあっては財産目録とする。以下「財務諸表等」という。）並びに当該申請が当該法人の議決機関の議決を要するものである場合は、その議決書の謄本</u></p> <p>カ～ス (略)</p> <p>セ 位置図、実測図、区域図（開発行為を含む事業の対象としようとする森林の区域（開発行為の対象とならない森林の区域を含む。）及び開発行為の対象となる森林の土地の区域それらの区域を明示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びにそれらの区域に係る土地の地番及び形状を明示した縮尺5千分の1以上の図面）、公図、測量野帳、面積計算簿及び写真</p>

定及び復元可能であること。

(2)・(3) (略)

2 審査基準

国有林野の貸付け、使用、売払い、交換又は譲与の申請があった場合には、申請書及び添付書類等により申請人の信用、能力、資産等を十分調査検討しなければならないが、その際、特に次の事項について慎重に審査するものとする。

なお、利用計画が開発行為を伴う場合には、「国有林野事業の実施上の取扱いについて」(昭和49年10月31日付け49林野計第483号林野庁長官通知)の2の(1)、(2)及び(5)に準じて審査するものとする。

(1)～(7) (略)

3・4 (略)

(2)・(3) (略)

2 審査基準

国有林野の貸付け、使用、売払い、交換又は譲与の申請があった場合には、申請書及び添付書類等により申請人の信用、能力、資産等を十分調査検討しなければならないが、その際、特に次の事項について慎重に審査するものとする。

なお、利用計画が開発行為を伴う場合には、「国有林野事業の実施上の取扱いについて」(昭和49年10月31日付け49林野計第483号林野庁長官通知)の別紙1、2及び5に準じて審査するものとする。

(1)～(7) (略)

3・4 (略)